

## 転校（転居）の手続き

★校区外へ転出する際の流れは次の通りです。



①	現在の学校に連絡 ・転校先の学校名 ・転校日（予定）
②	転居先の市町村教育委員会と 学校に連絡 ・児童生徒名、学年、生年月日、性別 ・保護者名 ・現在の学校名 ・転校日（予定） ・転居先の住所
③	最終登校日までに… ・給食費、教材費等の精算 ・現在の学校でA、Bの書類を受領 A「在学証明書」 B「転学児童・生徒教科用図書給与証明書」
④	転居後は… ・転居先の市町村窓口で転入、転校の手続 き C「入学通知書」の受領 住民票の異動をすると、その日から転居先 の学校へ通うことになります。
⑤	転校先の最初の登校日までに、転校先に出向 き、説明を受ける場合もあります。 ・学校、学級の様子 ・日課について ・通学方法について ・集金方法について など
⑥	転校先に登校した際、書類ABCを提出

◆今まで使用した教科書・ワークな  
どはどうしますか？

転校先でも同じ教科書・ワークな  
どを引き続き使用する場合あり  
ます。念のためすべて保管し、指示  
を受けてください。また、転校先で  
もスポーツ振興センターは、引き続  
き加入します。

◆2学期途中に転居します。2学期  
中は今の学校に通わせたいです。

校区外に転居した場合、お子さん  
は住所により指定された学校に就  
学をするのが原則ですが、教育上配  
慮が必要な場合は、保護者の申請に  
より、区域外就学（市外転出）または  
学区外通学（市内転出）が認めら  
れる場合があります。事前に教育委  
員会または学校へご相談ください。

◆校区内に転居した場合はどうし  
たらよいですか？

転居が決まりましたらお早目に  
学校へお知らせください。

